

総務局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和3年度大阪市役所本庁 舎ITV設備修繕	24 通信用機器	ジャトー株式会社	1,468,280	令和3年7月20日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和3年度大阪市役所本庁 舎送風機修繕	19 産業用機器	パナソニック環境エンジニア リング株式会社 西日本支店	1,945,900	令和3年9月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市役所本庁舎 I T V 設備修繕

2 契約の相手方

ジャトー株式会社

3 随意契約理由

本庁舎の I T V 設備は、ジャトー株式会社がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。以上のことから本修繕が行えるジャトー株式会社を特名とし、随意契約を行うものである

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市役所本庁舎送風機修繕

2 契約の相手方

パナソニック環境エンジニアリング株式会社 西日本支店

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の送風機の修繕を行い、機能回復を図るものである。

本庁舎の送風機は、パナソニックエコシステムズ株式会社がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができず、パナソニックエコシステムズ株式会社は、送風機の修理業務をパナソニック環境エンジニアリング株式会社に事業継承しているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）